

平成23年1月14日  
内閣官房  
知的財産戦略推進事務局

# 「知的財産推進計画2010」項目別進捗状況

※議題2「产学研官共創力の強化について」(「知的財産推進計画2010」に関する取組の進捗状況)関連項目

具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況	
			短期		中期		長期	2010年11月までの具体的な取組状況	今後の具体的な取組予定
			2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014~2019年度		
III. 知的財産の産業横断的な強化策									
18 既存の大学知財本部・TLOの再編・強化 (短期・中期)	产学研双方にとって有効な产学研連携を促進する観点から、知的財産活動に関する指標を含め产学研連携機能の評価の在り方を見直しつつ、既存の大学知財本部・TLOの再編(ネットワーク化、広域化、専門化)、知的財産マネジメント人材の質的強化により产学研連携機能を強化する。	文部科学省	経済産業省との連携の下、大学产学研連携組織の持続的発展を可能とする体制確立を目指し、科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会において、大学等知財本部やTLOの产学研連携機能の強化のための方策を検討し、結論を得る。				新たな产学研協働システムにより产学研連携機能を強化。	科学技術・学術審議会 技術研究基盤部会 产学研連携推進委員会において、TLOの在り方や大学と民間企業との共同研究の在り方も含めて議論を行い、大学等における产学研連携機能の強化に関して、「イノベーション促進のための产学研連携基本戦略」が取りまとめられ、产学研協働ネットワークシステムの構築について提言がなされた。	・23年度予算については、产学研協働ネットワークシステムの構築として、概算要求中 ・引き続き、产学研連携本部とTLOのあり方について検討を行う。
			両省連携の下、产学研連携機能の評価の在り方の見直しを実施。					承認TLOの产学研連携実績を把握するために毎年行っている「承認計画に係る実施状況報告書に係る追加調査」について、絏済産業省と調整の上、各項目の見直しや定義の整理等を行い、調査を実施した。	引き続き、絏済産業省と連携し、適宜見直しを検討する。
		絏済産業省	文部科学省との連携の下、TLOの持続的発展を可能とする体制確立を目指し、「創造的产学研連携体制整備事業」の実施により、引き続きTLOのネットワーク化・広域化・専門化、知的財産マネジメント人材の質的強化を図る。			左記取組のフォローアップを実施。	TLOのネットワーク化・広域化・専門化、知的財産マネジメント人材の質的強化を図るために「創造的产学研連携体制整備事業」を実施。(28件採択)		引き続き、左記事業を実施。

# 「知的財産推進計画2010」項目別進捗状況

:第4回の関係府省ヒアリング対象項目

※戦略Ⅰ、Ⅲ関連抜粋

具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		
			短期		中期		長期	2010年11月までの具体的な取組状況	今後の具体的な取組予定	
			2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014~2019年度			
<b>I. 国際標準化特定戦略分野における国際標準の獲得</b>										
1 国際標準化特定戦略分野における標準化ロードマップの策定(短期・中期)	国際標準化特定戦略分野における標準化ロードマップを含む知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を官民一体となって策定し、インフラ整備や支援策を確実に実行する。	内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省	国際標準化特定戦略分野において、関係府省と連携を取りながら、標準化ロードマップを含む競争力強化戦略を策定。	各分野において関係府省と連携をとりながら競争力強化戦略を実行。				※国際標準化戦略タスクフォースで別途フォローアップ(回答不要)		
2 知財の創出・保護と標準化の一体的推進(中期)	問題解決型、実証実験型の研究開発において標準化を一体的に推進する。その際、差異化領域における知的財産の創出・保護とその他の領域における標準化を一体として推進する。	知経産業省 総務省 国土交通省	知財ワーキンググループ(仮称)を設置し、知財の保護と標準化の一体的推進について検討。  「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」において問題解決型、実証実験型の研究開発において標準化を一体的に推進する方策についての結論を得る(2010年9月)。  国際標準化を見据えた実証実験の方策を検討。	検討結果に基づき推進。  結論に基づき問題解決型、実証実験型の研究開発において標準化を一体的に推進。  国際標準化を見据えた実証実験実施。			・標準化と知財を一体的に推進するための検討事項を抽出するため、有識者等からヒアリングを実施中。	平成22年度内に、知財ワーキンググループの立ち上げに関するフィジビリティーについて検討を行う。		
3 アジア地域を中心とした共同研究開発プログラムの構築(短期・中期)	アジア地域における新規事業創出や国際標準の提案・獲得を行う仲間作りのため、標準化や事業化を見据えた米国・EUのみならずアジア諸国とのパートナーシップに基づく共同研究開発プログラムを2010年度中に計画し、速やかに構築する。	経済産業省 総務省 国土交通省	「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」(仮称)を作成。  「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」において共同研究開発プログラムについての結論を得る(2010年9月)。  アジア諸国との国際標準化を見据えた研究交流検討。	左記プログラムに基づき共同研究開発を実施。  結論に基づく共同研究開発プログラムを実施。  共同研究に向けた関係国と協議。	共同研究開発プログラム実施。		・タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシアを訪問し、標準化関係機関等と意見交換を実施。 ・「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」を実施するために必要な予算を要求中。  「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」において、ICT分野における標準化戦略の在り方(重点分野、具体的な進め方等)について検討を実施。  平成22年7月20日に、北東アジア標準協力フォーラムにおいて、TC253(再生水利用、イスラエルが事務局)に関して、再生水の水質基準等を中国・韓国と共同で調査・検討し、WGに提案していくことで合意。	・具体的な協力テーマの選定を実施する。  左記の検討結果を踏まえ、次年度以降、コンテンツメディアに関して開発と標準化を一体的に取り組むプロジェクトを検討予定。  実証実験方策をまとめるとともに、予算化されれば、公募により実証実験箇所を選定し、着手。  左記の検討結果を踏まえ、次年度以降、コンテンツメディアに関してアジア諸国と連携した実証実験を実施するプロジェクトを検討予定。		

△	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況	
				短期		中期		長期	2010年11月までの具体的な取組状況	今後の具体的な取組予定
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014~2019年度		
4	アジア地域の標準化の組織的な取組(中期)	アジア地域における標準化とその的確な認証に向けて組織的に取組む。	経済産業省	アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム(仮称)を作成。	計画(国際標準化協力プログラム)に基づき実施。			・タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシアを訪問し、標準化関係機関等と意見交換を実施。(再掲) ・「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」を実施するためには必要な予算を要求中。(再掲)	・具体的な協力テーマの選定を実施する。	
				「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」においてアジア地域における標準化や認証における取組についての結論を得る(2010年9月)。	結論に基づきアジア地域における標準化や認証における取組を実施。		・既存の国際的スキームにおいて、行動計画を策定し、国際標準化を推進。 ・国際標準化を見据えたコンテナ物流情報サービス(Colins)を構築し、国際標準化の議論をリード。			
			国土交通省	・既存の国際的スキームにおいて、行動計画を策定し、国際標準化を推進。 ・国際標準化を見据えたコンテナ物流情報サービス(Colins)を構築し、国際標準化の議論をリード。						・貨物トラッキング機能を平成23年1月に供用予定。
5	フォーラム標準を含む総合的な支援(短期)	これまでのデジュール標準に限定した支援のみならず、我が国産業の競争力強化に資するフォーラム標準も含めた国際標準化活動を総合的に支援する。	経済産業省	デジュール標準に対する支援に加え、代表的なフォーラムの活動動向について個別に調査し、そのフォーラムに対する支援の必要性について検討。	検討結果を踏まえ支援を実施。	・フォーラム標準に対する国の支援方法のあり方について検討中。	・具体的な支援クライテリアについて検討する予定。			
				「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」において結論を得る(2010年9月)。		・平成22年度に策定予定の水分野の国際標準化戦略の策定にあたって、フォーラム標準も視野に入れた標準化戦略を検討。		左記の検討結果を踏まえ、次年度以降、「フォーラム」等で検討・決定される技術規格について、産・学・官共同の場で引き続き検討予定。		
			国土交通省	国際競争力を有する優位なシステムのフォーラム標準を含む国際標準化を支援。					平成22年度に策定予定の水分野の国際標準化戦略の策定にあたって、フォーラム標準も視野に入れた標準化戦略を検討。	

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況	
				短期		中期		長期	2010年11月までの具体的な取組状況	
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014~2019年度	今後の具体的な取組予定	
6	国際標準化活動の専門家の育成(中期)	技術知識だけでなく、知財知識、事業知識や現場での交渉スキルを身につけた国際標準化活動の専門家を育成する。	経済産業省	専門家人材の育成方策検討。 ・研修・セミナー等による既存の人材育成を推進。 ・新たな育成方法について検討。	検討結果に基づき専門家育成支援等実施。			<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際標準化入門研修、「国際標準作成研修」、「国際標準化リーダーシップ研修」を実施。</li> <li>・大学等における標準化教育導入、実施の支援(早稲田大学、北陸先端科学技術大学大学など)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国際標準作成研修」、「国際標準化講師育成研修(トライアル研修)」の実施予定。</li> </ul>	<p>本年度に引き続き、次年度以降においても民間企業等が標準化活動に参画できる機会を確保し得るプロジェクトを実施する予定。</p>
			国土交通省						<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国内の関係機関、民間企業との意見交換を実施。</li> <li>11月5日海外港湾物流プロジェクト協議会を立ち上げ、民間企業との官民共同体の構築。</li> <li>・組織要求として、国際標準化を担務とする「下水道国際・技術調整官」及び「国際技術企画係長」を組織要求中。</li> <li>・平成22年10月に開催されたISO TC253の会合に国土交通省から職員を派遣し、交渉スキル等の獲得による人材育成を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2011年度以降、海外セミナーの開催、国際機関への派遣を通じ、専門家を育成。</li> <li>・平成22年11月に開催されるISO TC224の会合に国土交通省から職員を派遣し、交渉スキルの獲得や人のネットワーク形成などの人材育成を継続的に実施。</li> </ul>
7	標準化に関する検定制度の創設(中期)	標準化に関する知識の普及や、国際標準化活動の専門家のスキルの「見える化」を目指し、標準マネジメントに関する検定・認定制度の創設に向け検討し、結論を得る。	経済産業省	検定・認定制度の創設に向け検討し、結論を得る。				<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準化に係る検定・認定制度のフィージビリティーについて検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検定制度創設による効果を含め、当該制度創設の是非について検討。</li> </ul>	
8	産業界の意識改革の促進(短期)	経営に資する標準化活動に係る産業界の理解や意識改革を促す。	経済産業省	産業界の国際標準に対する理解の増進を図る。 ・経営者層を対象とした研修やセミナーを開催。 ・企業の経営者層、標準化活動の専門家との意見交換を実施。			<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本経団連 国際標準化戦略部会・知財企画部会において意見交換を実施。</li> <li>・イノベーション・ジャパン2010において講演会「技術を価値につなげる知的戦略」を開催。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」において産業界の経営層、標準化活動を実際に行っている者との意見交換を実施。</li> </ul>	<p>引き続き産業界の経営層、標準化活動を実際に行っている者との意見交換を行う場を設定する予定。</p>	
			総務省							
			国土交通省							

△	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況	
				短期		中期		長期	2010年11月までの具体的な取組状況	今後の具体的な取組予定
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014~2019年度		
9	知的財産マネジメントの実践(中期)	特定戦略分野を中心に、国際競争力を持ち得る事業の経営層を対象に、国際標準化戦略を含む知的財産マネジメントへの意識改革と取組みを全社的に強化するための啓発を行う。また、有力な事業を対象に個別案件ベースでの相談・支援を積極的に展開する。	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業界からの参加も得た「知財ワーキンググループ(仮称)」を設置し、諸外国の取組事例を分析しつつ、知財による保護と標準化とを一体的かつ効果的に活用して行く上での効果的かつ必要な取組みの在り方について、検討。</li> <li>・経営者層を対象とした研修やセミナーを実施。</li> <li>・有力な事業を対象に個別案件ベースでの相談・支援を展開。</li> </ul>	<p>左記ワーキンググループの検討結果に応じて、必要な取組を実施。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本経団連 国際標準化戦略部会・知財企画部会において意見交換を実施。(再掲)</li> <li>・イノベーション・ジャパン2010において講演会「技術を価値につなげる知的戦略」を開催。(再掲)</li> <li>・標準化と知財を一体的に推進するための必要な検討事項を抽出するため、有識者等からヒアリングを実施中。</li> </ul>	平成22年度内に、知財ワーキンググループの立ち上げに関するフィービリティについて検討を行う。		
10	公正な評価方法の研究・国際標準化の支援(短期)	公正な評価方法や適切な規格・基準を見極めるための研究及びその国際標準化、並びにその国際標準の的確な認証を支援する。	経済産業省 総務省 国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公正な評価方法や適切な規格・基準を見極めるための研究及びその国際標準化の支援を検討。</li> <li>・R&amp;Dプロジェクトにおける認証機関の参加を促進(経済産業省)。</li> </ul>	検討結果に基づき支援実施。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシアを訪問し、標準化関係機関等と意見交換を実施。(再掲)</li> <li>・「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」を実施するために必要な予算を要求中。(再掲)</li> </ul>	・具体的な協力テーマの選定を実施予定。		
11	規制・規格の海外発信への支援(短期)	日本の規制・規格の翻訳・海外発信を支援する。	経済産業省 総務省 国土交通省 環境省	日本の技術のガイドライン・日本の規制・規格の翻訳・海外発信を支援。			<p>既存の取組等を活用の可能性について模索。</p> <p>「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」において、ICT分野における標準化戦略の在り方(重点分野、具体的な進め方等)について検討を実施。</p>	既存の取組等を活用して、日本の規制・規格の翻訳・海外発信等に着手する予定。		
							<p>平成22年10月20、21日に、下水道整備や下水再生水利用についてニーズの高いインドネシアを対象とした官民共同セミナーを実施(日本政府から下水道政策や技術基準に関する説明、民間企業から再生水利用のための高度処理技術を説明)</p>	国際提案に向けて我が国の技術規格について適宜翻訳等の支援を実施する予定。		
							平成22年度翻訳整備計画に環境規制等に係る法令6件を登録し、翻訳作業を進めているところ。	民間企業からの提案も踏まえ、下水道分野に関する制度・技術基準、優位技術・システムの海外発信を官民共同セミナーや招聘事業を通じて推進。(平成22年度は下水道のサウジアラビア、ベトナムを予定)。A-JUMP(日本版次世代MBR技術展開プロジェクト)、B-DASH(下水道革新的技術実証事業)の成果をガイドライン化し、国内外に発信。		
								翻訳が完了した法令は、環境省ウェブサイトへの掲載等による海外発信を継続。		

△	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況	
				短期		中期		長期	2010年11月までの具体的な取組状況	今後の具体的な取組予定
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014~2019年度		
<b>III. 知的財産の産業横断的な強化策</b>										
1	新たな出願支援策の創設(短期)	特許出願に不慣れなベンチャー・中小企業のための出願支援策として、弁理士費用の負担を軽減させるための方策(例:「特許パック料金制度」(特許庁へ支払費用と弁理士費用を合わせた低額な料金制度))やその是非について関係者の意見を聞きつつ検討を行い、2010年度中に結論を得る。	経済産業省	中小企業や弁理士を含めた関係者・関係団体と意見交換し、特許出願に不慣れなベンチャー・中小企業の出願を支援する新たな方策(例:「特許パック料金制度」)及びその是非について検討。	検討結果を踏まえ、必要に応じ、他の中小企業支援施策とも連携して、施策を展開。				中小企業や弁理士会等と、ベンチャー・中小企業のための出願支援策について意見交換を行うなど、検討を行った。	引き続き中小企業等のニーズの把握を行いつつ、出願段階からの支援やワンストップサービス等を含めた新たな総合的支援策について検討。
2	特許関係料金減免制度の拡充(短期)	特許関係料金の减免制度について、対象となる中小企業の範囲の大幅な見直しや申請手続の見直しにより、わかりやすく利用しやすいものへと拡充する。	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会において検討し、わかりやすく利用しやすい特許関係料金減免制度へと拡充。				産業構造審議会知的財産政策部会第30回特許制度小委員会において検討を行った。	引き続き検討を行う予定。	
3	手続書類作成支援ツールの提供(短期)	特許、実用新案、意匠及び商標の出願時の手続を容易に行うこと可能とし、特許の願書や審査請求書、早期審査請求のための書面を一度で作成できる機能も有した手続書面作成支援ツールを開発し、提供する。	経済産業省	特許、実用新案、意匠及び商標の出願時の手続を容易に行うこと可能とする手続書面作成ツールを開発、提供。(同ツールは、特許の願書、審査請求書、早期審査請求のための書面を一度で作成できる機能も有するもの)				当該ツールを作成するとともに、商標出願を支援する機能を開発・提供した。	2011.1までに特許・実用・意匠及び特許審査請求書類の作成支援する機能追加を行い、提供する予定。2011.3までに早期審査に係る書類を作成支援する機能追加を行い、提供する予定。	
4	外国出願支援の拡充(短期)	外国出願費用の助成制度を拡充する。	経済産業省	外国出願費用助成制度の支援対象に、従前の特許に加えて意匠及び商標を追加。				2010年度から外国出願助成制度の支援対象に、従前の特許に加えて意匠及び商標を追加。	都道府県等支援センターを通じて支援対象が拡大した旨、引き続き周知を図る。	
				地方公共団体に対し、外国出願費用助成制度への参画や、外国出願支援への独自の取組が促進されるよう、働きかけの強化を実施。				地方公共団体に対し、現地に直接出向いて働きかけを実施。	外国出願助成制度に未参画である地方公共団体に対し、引き続き参画を促し、外国出願支援強化を図る。	
5	ワンストップ相談窓口の整備(短期・中期)	事業に資する知的財産マネジメントに関する多様な相談を一元的に受け付けるワンストップ相談窓口を2010年から全国に整備するとともに、多様な相談に適確に対応できる人材を育成し、併せて地方自治体や地域における支援機関との連携を強化する。	経済産業省	「課題解決型相談・コンサルティング事業」において都道府県ごとにワンストップ相談窓口を設置。	・相談窓口で対応する人材に対する研修等の検討・実施。			「課題解決型相談・コンサルティング事業」において都道府県ごとにワンストップ相談窓口を都道府県ごとに設置し、基盤構築を実施中。	地域の実情に応じて相談窓口で対応する人材に対する研修や地域における支援機関、知財専門家とのネットワーク強化について検討する。	
			農林水産省	地方農政局に農林水産関係の知的財産に関する総合的な相談窓口を設置。	・ワンストップ機能の強化を着実に実行できるよう見直す体制を構築し、地域知的財産戦略本部、地方自治体や地域における支援機関、知財専門家とのネットワークを強化。			・平成22年10月1日、地方農政局、北海道農政事務所及び沖縄総合事務局(計全国9箇所)に知的財産総合相談窓口を設置。 ・平成22年10月28日~29日に窓口担当者等を対象とした研修を実施。	相談窓口体制、担当者への研修等の充実について検討。	
6	ベンチャー・中小企業の知的財産活動を支援する人材を育成、確保するとともに、研究開発から事業化、海外展開、侵害対策までを総合的に支援できる体制を整備する。	ベンチャー・中小企業の知的財産活動を支援する人材を育成、確保するとともに、研究開発から事業化、海外展開、侵害対策までを総合的に支援できる体制を整備する。	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会において、支援人材の育成、確保及び総合的な支援体制の在り方について検討し、結論を得る。	検討結果を踏まえ、必要性に応じて措置を講ずる。			各都道府県に中小企業の知財に関する悩みや課題を一元的に受け付けその場で解決を図るワンストップサービスを提供する体制整備事業を予算要求中。	次年度の体制整備に向け、地域で中小企業支援を実施する機能を活かしながら様々な専門家、支援機関と強固な連携体制の構築を図る。	

△	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		
				短期		中期		長期	2010年11月までの具体的な取組状況	今後の具体的な取組予定	
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014~2019年度			
7	地域中小企業のブランド構築支援(短期)	地域における技術・伝統文化を含めた優れた資源を用いたブランド構築に向け、海外の重点市場における情報収集・発信を行う拠点の整備も含め、地域中小企業に対する支援策の強化について検討を行い、必要な措置を講ずる。	経済産業省	重点市場における情報収集・発信拠点を整備を含め、地域中小企業に対する地域の資源を活用したブランド構築支援策について検討を行い、必要な措置を講ずる。					JAPANブランド育成支援事業は、地域の複数の中小企業の協働による海外販路開拓の戦略展開策定支援や、それに基づく商品開発・坂路開拓等を支援。本年度は、87件の事業を採択。	JAPANブランド育成支援事業については、23年度予算要求も行っており、引き続き支援を行う予定。	
8	地域の食材を核とした食文化のブランド構築(中期)	地域における食材を核とした食文化のブランドの構築に向けた地域の取組を促進するため、商品開発と併せ、海外への情報発信や知的財産権の効果的活用を含めたブランド戦略の策定を支援する。	農林水産省	食文化のブランド構築に関する先進事例の調査・分析を全国的にを行い、今後の課題、対策を整理。			地域の生産者、飲食業を含めた関係者が連携した食文化のブランド構築の取組を促進するため、新たな商品開発の支援、海外への情報発信や意匠権・商標権の効果的活用を含めたブランド戦略策定支援を実施。	全国16地区の補助事業実施主体を採択。	食文化のブランド構築に関する先進事例の調査・分析結果に基づき、本年度中に、今後の課題、対策を整理し、報告書を作成。	食文化のブランド構築に関する先進事例の調査・分析結果に基づき、本年度中に、今後の課題、対策を整理し、報告書を作成。	
				企業経営における知的財産戦略の重要性が知的財産への認識が低い者に対しても伝わるような、ベンチャー・中小企業向けの分かりやすいパンフレットを新たに作成、金融機関等に広く配布し周知。					中小企業の知財戦略構築及び中小企業支援策の普及啓発のために必要なパンフレット等の資料を作成し、6月下旬から配布。	金融機関等に広くパンフレットを配布し支援策の普及啓発を行ったが、今後は、機関等からの要求に隨時対応する。	
10	知的財産戦略の普及啓発(短期)	ノウハウ秘匿を含めた知的財産戦略の重要性をベンチャー・中小企業経営に浸透させる大々的な普及啓発活動を展開する。	経済産業省							事業者を対象に全国約20箇所の都市で説明会を実施する。本説明会と同時に、営業秘密に関して専門家による無料相談会を実施する。営業秘密管理を実践したい事業者が相談できる土壤を醸成すべく、弁護士等専門家を対象に説明会を実施する。	
	営業秘密管理の浸透(短期)	営業秘密管理指針を普及させる。	経済産業省	2010年4月に改訂した「営業秘密管理指針」(新たに、営業秘密の管理状況の自己診断を可能とするチェックシート、秘密保持誓約書等の各種契約書参考例を追加)の普及に向け、関係機関と協力し、パンフレットを広く配布するとともに、多くの説明会を開催。				営業秘密管理指針について、・その概要をまとめた平易なパンフレットを作成し、2万部以上配布した。・様々な雑誌、媒体にてその重要性を紹介した。・事業者を対象に、各所で説明会を実施した。・営業秘密管理を実践したい事業者が相談できる土壤を醸成すべく、弁護士等専門家を対象に説明会を実施した。			

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況	
				短期		中期		長期	2010年11月までの具体的な取組状況	今後の具体的な取組予定
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014~2019年度		
11	技術の意図せざる国外流出の防止(短期)	技術の意図せざる国外流出を未然に防止するため、外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理に係る対応について、技術提供や輸出を行うベンチャー・中小企業や大学・研究機間に周知するべく普及啓発活動を開催するとともに、それらにおける自主的な輸出管理体制の構築を支援する。	経済産業省	・外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理に係る対応について、関係機関と協力し、パンフレットを配布するとともに、説明会を全国各地で実施。 ・ベンチャー・中小企業等における自主的な輸出管理体制の構築に向け、民間団体等を活用し、ベンチャー・中小企業等を対象としたセミナーを全国各地で開催するとともに、輸出管理の専門家派遣を実施。					・平成22年4月より、外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理に係る対応について、関係機関と協力し、パンフレットを約40万部配布するとともに、説明会を全国各地で約80回実施することにより、輸出者等への普及啓発が進んだ。 ・平成22年8月より、ベンチャー・中小企業等における自主的な輸出管理体制の構築に向け、安全保障貿易自主管理促進事業委託事業として、民間団体等を活用し、ベンチャー・中小企業等を対象としたセミナーを全国各地で約15回開催するとともに、輸出管理の専門家派遣を約40回実施することにより、ベンチャー・中小企業等における自主的な輸出管理体制の構築が進んだ。	引き続き、外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理に係る対応について、関係機関と協力し、パンフレットを配布するとともに、説明会を全国各地で実施することにより、輸出者等への普及啓発を更に進める。 ・引き続き、ベンチャー・中小企業等における自主的な輸出管理体制の構築に向け、安全保障貿易自主管理促進事業委託事業として、民間団体等を活用し、ベンチャー・中小企業等を対象としたセミナーを全国各地で開催するとともに、輸出管理の専門家派遣を実施することにより、ベンチャー・中小企業等における自主的な輸出管理体制の構築を更に進める。
12	ブランド構築と知的財産権の活用促進(短期)	技術やデザインを活かした新たなブランド構築手法を含めた先進的なブランド戦略、そのブランドを保護するための知的財産権の効果的な活用手法に関する事例集を作成し、ブランド戦略が企業の経営戦略に反映されるよう企業経営層を含めブランド構築・維持に関連する者に対する普及啓発のために活用する。	経済産業省	技術やデザインを活かした新たなブランド構築手法を含め、先進的なブランド戦略、そのブランドを保護するための知的財産権の活用事例を調査し、事例集を作成。	事例集を活用し、企業経営層を含めたブランド構築・維持に関連する者への普及啓発活動を実施。				技術やデザインを活かした新たなブランド構築手法などの先進的なブランド戦略、そのブランドを保護するための知的財産権の活用事例を含む知財戦略事例集(「デザインを活用したブランド戦略版」)を作成した。	企業との意見交換会等の場において、事例集を活用し、企業経営層を含めたブランド構築・維持に関連する者への普及啓発活動を引き続き実施する。
13	ユーザー参加型の実証実験(短期)	一般のユーザーの参加を得ながら新たなビジネスを創出するため、地域(空間)を特定したユーザー参加型の実証実験をはじめとした取組を進める。	総務省 経済産業省	「新ICT利活用サービス創出支援事業」(地場産業・農業、医療・健康等の分野の課題を解決するため、ICTを利活用した新規サービスの創出を支援)の一部において、地域を特定して一般ユーザーの参加を得た実証実験を実施。 新市場創出・普及を促進するため、先進性・独創性のある技術・サービスモデルを活用した実証事業を一般消費者等を対象に提供し、ユーザーニーズの収集、課題の抽出、必要な検討を実施。				・平成22年度は「電子出版の環境整備」をテーマとして、平成22年8月27日(金)から同年9月24日(金)まで提案の公募を行い、10月27日(水)に、「国内ファイルフォーマット(中間(交換)フォーマット)の共通化に向けた環境整備」等、10件の委託先候補決定について報道発表したところ。	・平成23年度の具体的な課題については、本施策の目的に照らし、「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)にも取り上げられている「環境未来都市構想」の推進等の分野を想定している。	
								平成21年度、22年度事業において、実際の公空間でのモデルサービスの実証事業を実施。	引き続き、民間の動きを注視しつつ、支援方法を検討。	
14	AI(アグリインフォマティクス)システムの開発(短期・中期)	世界に例のない新しい農業の姿を目指し、情報技術を用いて篤農家の技術・ノウハウ(暗黙知)を農業者一般に利用可能な形(形式知)に置き換えるAI(アグリインフォマティクス)システムを、そのシステムが生み出す知的財産の管理手法について検討しつつ、開発する。	農林水産省	AIシステムが生み出す知的財産の管理手法の検討。 モデル農家におけるAIプロトタイプシステムの実証。	システムの試用・評価。 (2015年にAIシステムを活用した先進的な農業経営の実現)	AIシステムが生み出す知的財産上の諸問題を検討する補助事業者を選定。	AIシステムが生み出す知的財産上の諸問題について、本年度中に報告書を作成。	農家が持つ暗黙知を抽出するための機器の仕様検討、設計、試作及びデータ計測を実施。	23年3月までに、各種データの連続計測、蓄積した各種データの解析及びデータマイニング技術の開発を実施。25年3月までにシステムのプロトタイプを開発し、その後農業現場での試用・評価を実施。	

具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況			
			短期		中期		長期	2010年11月までの具体的な取組状況	今後の具体的な取組予定		
			2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014~2019年度				
15 産学官が出口イメージを共有して共創する場の構築(中期)	大学や公的研究機関が研究成果と研究者をもって参画し、複数の企業が資金と研究者をもって参画する、イノベーションの出口イメージを共有した共同研究(共創)の場を構築する。	経済産業省	文部科学省との連携の下、地域において産学官が先端技術の事業化に向けて共同研究を行うための施設(先端イノベーション拠点等)を整備。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地の拠点において、オープンイノベーションの最先端事例を創出。</li> <li>拠点におけるポストドクターの活用等により、拠点の機能向上及び先端技術に係る人材育成を推進。</li> </ul>		<p>産学官が先端技術の事業化に向けて共同研究を行うための施設整備を「先端イノベーション拠点整備事業」により実施。(3ヶ所整備済)</p> <p>産学官が共同研究体制で先端技術の実用化に向けて実証・評価研究を行うプロジェクトを支援。</p> <p>文部科学省との連携の下、つくば地区に、産学官が結集するナノテクノロジー分野の世界的研究開発拠点(つくばイノベーション・アーニー(TIA))の形成を推進。産学官の関係者で共有した明確なコンセプトの下で、研究インフラ整備を進めるとともに、産学官の連携により人材育成機能を強化し、人材育成と研究開発との好循環を形成。</p> <p>経済産業省との連携の下、「産学イノベーション加速事業【産学共創基礎基盤研究】」を、産学の有識者による検討委員会での議論を踏まえつつ、産学連携を基礎研究にまで拡大した上で各々の役割を踏まえた研究開発活動を計画・推進する機能(「知」のプラットフォーム)の構築に着手。</p>	<p>引き続き、残り16ヶ所の施設整備を実施。</p> <p>引き続き、左記事業を実施。</p> <p>・ナノテク拠点形成に向け、つくばイノベーション・アーニー(TIA)の分野横断的な運営方針(5カ年計画)を、TIA運営最高会議(TIAにおける意志決定機関)において検討開始。</p> <p>・TIAにおいてナノデバイス、パワー半導体、カーボンナノチューブ等の研究開発プロジェクトを実施中。</p> <p>平成23年2月に開催予定のTIA運営最高会議において、拠点形成に向けたTIAの5カ年計画を決定する予定。</p> <p>平成22年度の試行的実施を踏まえ、事業スキーム等の改善を行った上で、引き続き事業を行っていく予定。</p> <p>・技術テーマ決定の上、産業界のニーズ(技術テーマ)に基づく大学等の研究の公募、採択を行った上で、支援を開始し、「産学共創の場」「(知)のプラットフォーム」の構築に着手。</p> <p>・23年度予算については、民間リソースを積極的に活用する枠組みとして概算要求中。</p>				
16 産学官が研究開発活動を計画・推進する機能の構築(短期)	知の共創に際し、産業界と大学による緊密な対話を通じてイノベーションの出口イメージを共有しつつ、産学連携を基礎研究にまで拡大した上で各々の役割を踏まえた研究開発活動を計画・推進する機能(「知」のプラットフォーム)の構築に着手する。	文部科学省				<p>産学の有識者による検討委員会において、「産学イノベーション加速事業【産学共創基礎基盤研究】」の事業スキームを決定。</p> <p>その上で、平成22年度から事業を開始し、産業界から技術テーマの募集を行い、提案をもとに今年度設定するテーマの絞り込み作業(外部有識者ヒアリング、推進委員会での検討など)を行っている。</p>		<p>平成22年度の試行的実施を踏まえ、事業スキーム等の改善を行った上で、引き続き事業を行っていく予定。</p> <p>・技術テーマ決定の上、産業界のニーズ(技術テーマ)に基づく大学等の研究の公募、採択を行った上で、支援を開始し、「産学共創の場」「(知)のプラットフォーム」の構築に着手。</p> <p>・23年度予算については、民間リソースを積極的に活用する枠組みとして概算要求中。</p>			
17 既存の研究拠点の運用面の改革(中期)	既存の研究拠点や公的研究機関において、それぞれの目的や性格に応じ、産学官が共創する場を主体的に運営する体制、国費により整備された先端研究設備を企業が共同研究や受託研究で円滑に利用できる仕組みや、複数の企業が参加する共同研究における知的財産管理の仕組み(人材を含む)を整備する。	文部科学省 経済産業省	既存の研究拠点や公的研究機関において、それぞれの目的や性格に応じ、運営体制、有効性の高い設備利用、知財管理のルールに関する要望を確認し、必要な検討・見直しを実施。	<p>研究拠点での一層のオープンイノベーションが進むよう、必要に応じて運用体制、設備利用、知財管理のルールについて継続的に検討・改善。</p>		<p>・ナノテク拠点形成に向け、つくばイノベーション・アーニー(TIA)の運営方針(5カ年計画)を、TIA運営最高会議(TIAにおける意志決定機関)において検討開始。</p> <p>・TIAにおいてナノデバイス、パワー半導体、カーボンナノチューブ、環境技術等の研究開発プロジェクトを実施中。</p>		<p>平成23年2月に開催予定のTIA運営最高会議において、拠点形成に向けたTIAの5カ年計画を決定する予定。</p>			

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況	
				短期		中期		長期	2010年11月までの具体的な取組状況	今後の具体的な取組予定
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014~2019年度		
18	既存の大学知財本部・TLOの再編・強化(短期・中期)	産学双方にとって有効な産学連携を促進する観点から、知的財産活動に関する指標を含め産学連携機能の評価の在り方を見直しつつ、既存の大学知財本部・TLOの再編(ネットワーク化、広域化、専門化)、知的財産マネジメント人材の質的強化により産学連携機能を強化する。	文部科学省	経済産業省との連携の下、大学産学連携組織の持続的発展を可能とする体制確立を目指し、科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会において、大学等知財本部やTLOの産学官連携機能の強化のための方策を検討し、結論を得る。				新たな産学官協働システムにより産学連携機能を強化。	科学技術・学術審議会 技術研究基盤部会 産学官連携推進委員会において、TLOの在り方や大学と民間企業との共同研究の在り方も含めて議論を行い、大学等における産学官連携機能の強化に関して、「イノベーション促進のための産学官連携基本戦略」が取りまとめられ、産学官協働ネットワークシステムの構築について提言がなされた。  承認TLOの産学連携実績を把握するために毎年行っている「承認計画に係る実施状況報告書に係る追加調査」について、経済産業省と調整の上、各項目の見直しや定義の整理等を行い、調査を実施した。	・23年度予算については、産学協働ネットワークシステムの構築として、概算要求中 ・引き続き、産学連携本部とTLOのあり方について検討を行う。  引き続き、経済産業省と連携し、適宜見直しを検討する。
				両省連携の下、産学連携機能の評価の在り方の見直しを実施。						
		文部科学省との連携の下、TLOの持続的発展を可能とする体制確立を目指し、「創造的産学連携体制整備事業」の実施により、引き続きTLOのネットワーク化・広域化・専門化、知的財産マネジメント人材の質的強化を図る。	経済産業省	左記取組のフォローアップを実施。					TLOのネットワーク化・広域化・専門化、知的財産マネジメント人材の質的強化を図るために「創造的産学連携体制整備事業」を実施。(28件採択)	引き続き、左記事業を実施。
19	知財管理を含む研究マネジメントに関する専門人材の育成・確保(短期)	研究者が創造的研究活動に専念できる環境を実現するため、知的財産管理を含む研究マネジメントを行う専門職や先端研究設備の利用補助を含む高度な技術支援を行う専門職の社会的地位を確立するとともに、その人材を育成・確保する。	文部科学省	リサーチ・アドミニストレーター・サイエンス・テクニシャン等の専門人材の育成、キャリアパスの明確化、全国的な研修システムの整備等についての方策を検討。	大学等においてリサーチ・アドミニストレーター・サイエンス・テクニシャン等の専門人材の社会的地位が確立・定着するよう、5年程度の計画で、全国的な研修システム等を整備するとともに、大学等における専門人財の育成・確保を開始。				科学技術・学術審議会 技術研究基盤部会 産学官連携推進委員会において、産学官連携を担う人材の育成について議論し、リサーチ・アドミニストレーターの育成・確保に関して、「イノベーション促進のための産学官連携基本戦略」に取りまとめた。	・23年度予算については、リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備として、概算要求中 ・引き続き、リサーチ・アドミニストレーターの育成・確保に関する具体的な実施方策について検討を行う

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		
				短期		中期		長期	2010年11月までの具体的な取組状況	今後の具体的な取組予定	
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014~2019年度			
20	大学における普及啓発(短期)	大学において、論文発表の重要性にも留意しつつ、共同研究における論文発表前の特許出願の検討、営業秘密管理や安全保障貿易管理の重要性に関する普及啓発活動を強化する。	文部科学省	経済産業省との連携の下、大学等関係者が集まるセミナー等の機会を利用し、共同研究における論文発表前の特許出願の検討の重要性等を周知。					大学等関係者が集まる以下のセミナー等で、論文発表前の特許出願の検討、営業秘密管理の重要性、安全補償貿易管理の重要性を周知した。 ・平成22年6月、ひょうご神戸産学官アライアンス ・平成22年7月、中国・四国地区(高知大学)国立大学法人地域協同研究センター等センター長会議 ・平成22年7月、東北地域大学等知的財産連絡会議 ・平成22年8月、第23回国立大学共同研究センター専任教員会議 ・平成22年9月、第2回八大学産学官連携関係本部長会議 ・平成22年10月、第31回国立大学法人等研究協力部課長会議		
				大学向けの講演や特許庁ホームページを通じた情報発信により普及啓発を強化。					引き続き、大学等関係者が集まるセミナー等で、論文発表前の特許出願の重要性等を周知する。		
		有識者を招いた「検討委員会」を設立し、文部科学省との連携の下、「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」を改訂。	経済産業省	文部科学省との連携の下、改訂した「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」を大学に広く配布するとともに、説明会等を開催。					大学の知財担当者等を対象にしたセミナーにおいて、論文発表前の特許出願の検討の重要性について説明を行った。		
				文部科学省と協力し、大学向け説明会等の開催に加え、外国為替及び外国貿易法に基づく技術提供管理について、大学等が法令遵守上実施すべきことを取りまとめた「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドライン(大学・研究機関用)改訂版」や、「安全保障貿易ハンドブック」、その他普及啓発用のパンフレット及びポスターを通じた情報発信により普及啓発を実施。					'大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン'の改訂に向け検討中。		
21	外国企業から大学が受け入れる研究資金の拡大(短期)	外国企業・機関からの研究資金の拡大に向けて、国費により大学や公的研究機関が獲得した知的財産を基にした共同研究や受託研究における外国企業・機関との連携のルールを明確化する。	内閣府	・外国企業・機関と国内大学等・公的研究機関との連携につき、国内大学等・公的研究機関における現状規定や問題点等についての調査を実施。 ・同調査結果を踏まえ、連携ルール案を合同で検討開始。					平成22年4月より、文部科学省と協力し、大学向け説明会等を15回開催したのに加え、外国為替及び外国貿易法に基づく技術提供管理について、大学等が法令遵守上実施すべきことを取りまとめた「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドライン(大学・研究機関用)改訂版」や、「安全保障貿易ハンドブック」、その他普及啓発用のパンフレット(約15万部)及びポスター(約5万部)を通じた情報発信を行ったことにより、大学等への普及啓発が進んだ。		
			文部科学省	連携ルールについて結論を得て、大学等に対し周知。					引き続き文部科学省と協力し、大学向け説明会等を開催するのに加え、外国為替及び外国貿易法に基づく技術提供管理について、大学等が法令遵守上実施すべきことを取りまとめた「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドライン(大学・研究機関用)改訂版」や、「安全保障貿易ハンドブック」、その他普及啓発用のパンフレット及びポスターを通じた情報発信を行うことにより、大学等への普及啓発を更に進める。		
			経済産業省						大学・公的研究機関に対する調査内容等について、知財事務局、内閣府、文部科学省、経済産業省が合同で検討会を開催の上、調査を開始した。		

具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況	
			短期		中期		長期	2010年11月までの具体的な取組状況	今後の具体的な取組予定
			2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014~2019年度		
22	公的資金による研究成果のオープンアクセス確保(短期)	文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	国費による研究プロジェクトのうち、それぞれの目的や創出される研究成果の性質上、研究成果のオープン・アクセスを確保することが適当なものについて、その交付要綱、委託契約等において、可能な限り研究成果のオープン・アクセスを確保することを求める。					<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>JSTにおいて、ウェブサイト(アーカイブ有)を通じ、未公開特許情報を含む特許情報や技術シーズ情報について、オープンアクセスを確保している。</li> <li>研究開発課題の概要や報告書等の成果を蓄積し、事業横断的な検索や分析、課題から成果論文等をシームレスに提供するべくJST研究開発成果データベースの整備を開始し、一部情報をJ-GLOBALを通じて試験的に公開している。</li> <li>H22年度からは、研究段階にあり自由に利用できる大学等の特許を技術や研究者等の観点で整理した特許マップや特許リストを作成し、ウェブサイトを通じて提供している。(科学技術コモンズ)</li> </ul> <p>【厚生労働省】</p> <p>公的資金による研究成果のオープンアクセスについては、厚生労働科学研究成果データベースの公開により対応済み</p> <p>【農林水産省】</p> <p>国費による研究プロジェクト事業の契約書へ記載することを決定。</p> <p>【経済産業省】</p> <p>経済産業省の研究開発プロジェクトの目的や対象者を考慮した上で、オープンアクセスの実現可能性及び想定される問題点(対象事業、実施主体、具体的方法等)について検討した。</p>	<p>【文部科学省】</p> <p>JST研究開発成果データベースについては、対象とする事業を拡大し、更なる成果の効果的発信方法について検討中である。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>次年度の研究プロジェクト事業の契約書において、研究成果のオープン・アクセスを確保するための具体的な記載事項について検討。</p> <p>【経済産業省】</p> <p>委託契約等においてオープンアクセスの対象とする事業、具体的方法、想定される問題点等について、引き続き検討を行う。</p>
			・学術論文の電子化の推進。 ・大学等における機関リポジトリの着実な整備。 ・産学の研究開発活動や知的財産活動を支援するとともに、研究成果へのアクセスの向上に資するため、関連する特許や文献等の科学技術情報をリンクし提供を行う基盤システム(J-GLOBAL)を整備・充実。					<ul style="list-style-type: none"> <li>科学技術振興機構が開発・運用する科学技術情報発信・流通総合システム(J-STAGE)において国内学協会による学会誌、論文誌664誌(2010年11月1日現在)の電子化・公開を支援。</li> <li>国立情報学研究所の学術機関リポジトリ構築連携支援事業などを受けてリポジトリ構築機関が着実に増加しており、平成22年9月末現在188機関が公開している。</li> <li>J-GLOBALのβ版1.3を2010年6月にリリース。1975年以降の文献情報、1993年以降の特許公報、研究者情報および研究機関情報を収録し、相互に検索が可能な他、外部の関連するサイトとのリンクを提供。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>J-STAGEは、他システムとの互換性・流通性を高めるため世界標準となりつつあるXML形式に全面対応するともに、Journal@archiveとの統合を実現するJ-STAGE3の2012年リリースを目指す。</li> <li>自機関でのリポジトリ構築が困難な機関のために国立情報学研究所による共用リポジトリの構築を目指す。</li> <li>J-GLOBALは2011年度の本格版リリースを目指し、Web APIによる連携先拡充、文献情報及び機関情報の拡充、精度向上のためのチューンナップ等を実施。</li> </ul>
			厚生労働科学研究成果データベースの検索の利便性を高めるための機能追加等について検討し、結論を得る。					<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働科学研究成果データベースの検索の利便性を高めるための機能追加について検討を行い、仕様書を作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、仕様書に沿ったシステム開発を行い、運用を目指す。</li> </ul>
			公的資金(競争的資金等)による研究成果のオープンアクセスの確保と具体的な方策について、省内及び関係研究機関で検討を行い、必要なシステム機能の明確化。					<p>システム構築に向けての試行と仕様の検討を実施。</p> <p>また、オープンアクセス実現のため、関係機関と意見交換や調整を実施。</p>	11までの取組状況を踏まえ、試行システムの問題点の解決策を具体化し、ユーザビリティーの観点も含めたオープンアクセスによるより効果的な情報提供方法についての検討、各ベンダーから情報を収集し、具体的の機能について検討を実施し、報告書を作成。
		経済産業省	産業技術総合研究所における研究情報公開データベース(RIO-DB)を拡充整備。					<p>産業技術総合研究所における研究情報公開データベース(RIO-DB)の更新等を128回(平成22年10月末)行い、情報の拡充整備を行った。</p>	引き続き、産業技術総合研究所における研究情報公開データベース(RIO-DB)の更新等を行い、情報の拡充整備を行う。

△	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		
				短期		中期		長期	2010年11月までの具体的な取組状況	今後の具体的な取組予定	
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014~2019年度			
23	大学の特殊性を踏まえた特許制度の見直し(短期)	大学や公的研究機関の特殊性(研究成果の社会還元を目的とする)を踏まえ、大学や公的研究機関がより利用しやすいものへと特許制度を見直す。(例:出願フォーマットの自由化、新規性喪失の例外の拡大、アカデミックディスカウントの改善)	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会において検討を行い、大学や公的研究機関がより利用しやすいものへと特許制度を見直す。(例:出願フォーマットの自由化、新規性喪失の例外の拡大、アカデミックディスカウントの改善)				産業構造審議会知的財産政策部会第30回特許制度小委員会において検討を行った。		引き続き検討を行う予定。	
24	実効ある産学連携へ向けた予算の見直し・税制の検討(短期)	産学双方にとって有効な産学連携(共同研究、人材育成)を実現するため、企業から大学や公的研究機関に流れる資金の拡大・活用を促進する観点から、予算や関連する措置について抜本的に見直すほか、税制上の支援の在り方を検討する。(例:産学連携促進のためのマッチングファンド、税制上の優遇措置)	内閣府	・産学官連携のための予算や税制上の支援の現状をレビューし、企業から大学等や公的研究機関に流れる資金の拡大・活用を促進する観点から、実効ある産学連携へ向けた予算・税制の在り方に結論を得て、必要な措置を取る。	予算・税制の在り方に結論を得て、必要な措置を取る。			実効ある産学連携へ向けた予算・税制の在り方について、知財事務局、内閣府、文部科学省、経済産業省が合同で検討会を開催した。	引き続き、予算や税制について検討を行う。		
			文部科学省	予算・税制の在り方に結論を得て、必要な措置を取る。				・実効ある産学連携へ向けた予算・税制の在り方について、知財事務局、内閣府、文部科学省、経済産業省が合同で検討会を開催した。		引き続き、予算や税制について検討を行う。	
			経済産業省	・実効ある産学連携へ向けた予算・税制の在り方について、知財事務局、内閣府、文部科学省、経済産業省が合同で検討会を開催した。				実効ある産学連携へ向けた予算・税制の在り方について、知財事務局、内閣府、文部科学省、経済産業省が合同で検討会を開催した。		引き続き、予算や税制について検討を行う。	
25	知財活用を促進する制度整備(短期)	特許の活用促進に資する制度整備を進めるため、通常実施権の登録対抗制度の見直しの検討を行い、結論を得る。	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会において検討を行い、通常実施権の登録対抗制度の見直しについて結論を得る。				産業構造審議会知的財産政策部会第26・31回特許制度小委員会において検討を行った。	引き続き検討を行う予定。		
26	営業秘密の保護強化(短期)	裁判公開の原則、被告人の防御権の行使に対する制約のおそれや円滑な訴訟手続の確保に配慮しつつ、刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するための適切な法的措置の在り方について成案を得る。	経済産業省 法務省	法務省と経済産業省とで共同して、刑事訴訟手続における営業秘密の保護の在り方について検討し、可及的速やかに具体的な成案を得る。				適切な法的措置の在り方について検討するため、法務省と経済産業省との共同で「営業秘密保護のための刑事訴訟手続の在り方研究会」を立ち上げ、検討を開始した。(11月2日に第1回を開催。)	引き続き、「営業秘密の保護のための刑事訴訟手続の在り方研究会」において検討を行い、年内に結論を取りまとめる。		
27	職務発明制度の運用(中期)	制度改正後の職務発明制度の運用状況について、継続的に情報収集及び評価を行う。	絏済産業省	知的財産活動調査や職務発明制度に関する説明会等を通じて、継続的に情報収集及び評価。				平成22年度知的財産権制度説明会(実務者向け)において、情報収集を行った。	知的財産活動調査や職務発明制度に関する説明会等を通じて、継続的に情報収集及び評価を行う。		
28	ブランドの構築の取組を促進する制度整備(短期)	ブランドの構築・維持に向けた取組を促進する知的財産制度の整備を進めるための検討を行い、一定の結論を得る。	農林水産省	地理的表示(決められた産地で生産され、指定された品種、生産方法、生産期間等が適切に管理された農林水産品に対する表示)を支える仕組みの導入について検討し、結論を得る。				地理的表示を支える仕組みの導入について検討中。	引き続き検討を実施。		
			絏済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会において、音や動きを含めた新しいタイプの商標の保護、著名商標の保護の在り方を含め、商標制度の見直しについて検討し、一定の結論を得る。				産業構造審議会知的財産政策部会第22回商標制度小委員会において検討を行った。	引き続き検討を行う予定。		

△	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		
				短期		中期		長期	2010年11月までの具体的な取組状況	今後の具体的な取組予定	
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014~2019年度			
29	権利の安定性の向上(短期)	権利の安定性を向上させる観点から、確定した侵害訴訟がその後の確定審決により再審となる制度(蒸し返しの問題)の見直しや、特許の有効性を無効審判と侵害訴訟の両方で争えるダブルトラックを含めた特許庁と裁判所の関係の在り方についての整理を行う。	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会において次を実施。 ・確定した侵害訴訟がその後の確定審決により再審となる制度(蒸し返しの問題)の見直しについて、検討し、結論を得る。 ・特許の有効性を無効審判と侵害訴訟の両方で争えるダブルトラックを含めた特許庁と裁判所の関係の在り方について問題点・論点を整理する。					産業構造審議会知的財産政策部会第28回特許制度小委員会において検討を行った。	引き続き検討を行う予定。	
30	特許明細書の記載要件の検討(短期)	技術動向や国際的動向に適切に対応した審査を実現する観点から、特許出願明細書の記載要件について、諸外国との比較分析を踏まえながら検討を行い、必要な措置を講ずる。	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会審査基準専門委員会において、特許出願明細書の記載要件に関する審査基準の改訂の必要性について、諸外国との比較結果を踏まえつつ検討を行った。その結果、抜本的改訂の必要はないが、説明が不十分な箇所の記載の補足、明確化を行うための改訂、及び記載要件の各要件間の整合を図る観点での改訂が必要との結論を得た。	審査基準専門委員会での検討結果を踏まえて改訂審査基準骨子案を作成し、次回審査基準専門委員会(開催時期未定)において当該改訂骨子案について検討を行う予定。						
31	特許審査の迅速化(中期)	特許審査の迅速化を進める。	経済産業省	必要な審査官・専門補助職員の確保、登録調査機関への検索外注の拡大を含めた総合的な取組を推進し、審査順番待ち期間(FA期間)を27月台にとどめる。	・2013年に審査順番待ち期間(FA期間)を11月とする目標達成に向け、毎年度の実施計画を策定・公表。 ・前年度の目標及び実施計画の達成状況に応じ、必要な措置を検討、実施。		2010年度末に一次審査が行われる平均の審査順番待ち期間を27か月台にするという目標に向け、検索外注を含め、着実に審査処理を実施した。		年度末の目標達成に向け引き続き着実な審査処理を実施する。		
32	特許審査ワークシェアリングの拡大(中期)	特許審査結果の実質的な相互承認に向け、審査実務レベルの国際調和を進めるため、日米欧韓中の五大特許庁(IP5)の枠組みにおいて、各庁の審査結果を共有化するシステムの構築を含めた環境整備を進めるとともに、特許審査ハイウェイの対象拡大・手続簡素化や新たな審査協力の試行・実施を進め、特許審査ワークシェアリングの質を向上し、量を拡大する。	経済産業省	日米欧韓中の5大特許庁の枠組みにおいて、国際的な特許審査のワークシェアリングを促進すべく以下を含む環境の整備に向け、検討。 ・各庁の審査結果を共有化するシステム ・各庁が保有する先行技術データベースへのシームレスなアクセス環境 ・共通の出願様式、データ形式の標準化		左記について必要な検討・調整を継続し、具体的な合意を得る。また、合意を踏まえた必要な措置を実施。		・各庁の審査結果を共有化するシステムについては、その業務要件について検討し、各庁で共有でき、かつ有用であるデータの絞り込みを行った。 ・各庁が保有する先行技術データベースへのシームレスなアクセス環境については、各庁の連携の在り方について検討し、各庁が有するAPI(Application Programming Interface)を相互に解放し、仮想的なデータベースとする方針をまとめた。 ・共通の出願様式については、2010年4月の第3回五大特許庁長官会合において、三極特許庁における共通出願様式の合意文書に、中国語、韓国語による明細書様式の情報を入れることに合意し、また、出願書類のデータ形式の国際標準化についての重要性の認識を共有し、これを進めていくことに合意した。		・2012年～2013年の五庁目標に基づき、今後、各システムの具体的な構成の検討を行い、設計、構築を行う。	
				・多国間特許審査ハイウェイ(PPH)会合において、手続簡素化(PPHの共通申請様式の採用、機械翻訳の利用拡大)について検討・調整を行う。 ・PPHの対象案件拡大(特許協力条約に基づく国際出願の国際調査報告を利用したPPHの利用可能化)、PPH実施国の中興国への拡大に向け、相手国と調整。		・PPHの手續簡素化について合意を得る。 ・更なるPPHの拡大に向け、対象案件拡大や対象国拡大のため相手国との調整。		特許審査ハイウェイに関する議論を行うために、日本特許庁がホストとして多国間特許審査ハイウェイ(PPH)実務者会合を2011年1月に東京において開催することを決定した。 2010年10月より、スペイン特許庁と特許協力条約に基づく国際出願の国際調査報告を利用したPPH(PCT-PPH)を含めたPPHの試行プログラムを新たに開始した。		次回の多国間特許審査ハイウェイ(PPH)会合において特許審査ハイウェイの手續や対象案件拡大等について議論を行う予定。	
				新たな審査協力に関する取組に関して議論を積極的にリードすべく、三極や五庁、多国間PPH会合の場を利用して、提案を行うと共に他国との必要な調整を実施。		2010年11月の三極会合で特許審査ハイウェイの改善について議論を行うことに合意した。		2010年11月の三極会合や次回の多国間特許審査ハイウェイ(PPH)会合で特許審査ハイウェイの改善について議論を行う予定。			

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況				
				短期		中期		長期	2010年11月までの具体的な取組状況	今後の具体的な取組予定			
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014~2019年度					
33	特許法条約加盟に向けた制度整備(短期)	各国で異なる出願手続の統一及び出願手続の簡素化を目的とした特許法条約への加盟を視野に入れ、期間超過により失われた権利の救済を含め手続の見直しを行い、出願人の利便性向上に資する制度整備を進める。	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会において、期間超過により失われた権利の救済を含め手続の見直しについて検討し、結論を得る。					産業構造審議会知的財産政策部会第30回特許制度小委員会において検討を行った。	引き続き検討を行う予定。			
34	実体特許法条約の議論の推進(中期)	特許制度の実体面(例:新規性、進歩性)の調和を目指した実体特許法条約の議論を加速する。	経済産業省	特許制度調和に関する国際的な議論の活性化を促すため、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会において、特許制度調和の議論の主要項目の1つであるグレースピリオドの在り方を検討。					産業構造審議会知的財産政策部会第30回特許制度小委員会において検討を行った。	引き続き検討を行う予定。			
				・先願主義、グレースピリオドを含む主要項目について、パッケージとしての合意を目指し、先進国会合で議論。 ・制度調和に向けた各国の協調を働きかけるべく、米国、欧州各国、韓国等との二国間の対話を実施。					特許制度調和に関する先進国会合(B+会合)、WIPO特許法常設委員会(SCP)等のマルチの場や、欧米各国等との二国間協議において、グレースピリオド等を含む制度調和の議論を実施。	先進国会合や二国間協議の場において、制度調和に関する各協調を継続的に働きかけ、議論を活性化していく。			
			外務省						9／22に特許制度調和に関する先進国会合(B+会合)全体会合、10／11～15にWIPO特許法常設委員会が開催。	引き続きB+会合、WIPO・特許法常設委員会での議論に貢献する。			
35	使用言語の違いに起因する負担の軽減(中期)	特許文献の機械翻訳に関する調査研究や他国と協力した機械翻訳の精度向上の取組を実施し、それらの成果を出願人に提供するとともに、外国語特許文献の検索環境の整備を進める。	経済産業省	特許文献の機械翻訳(例:日中機械翻訳)に関する調査研究を実施。	調査研究結果を踏まえ、必要な取組を検討・実施。	日米欧韓中の五大特許庁の枠組において、各庁が提供する機械翻訳の精度を評価・向上させるプロジェクトを実施。  日英機械翻訳用辞書データを毎年蓄積し、低コストで一般に提供。  多言語翻訳機能を含む外国語特許文献の検索システムの開発を推進。			特許文献の日中機械翻訳精度向上のための調査研究および現在特許庁が提供している日英機械翻訳の精度を評価する調査研究について公募、説明会、技術審査を行い、それぞれ調査事業者を決定した。調査事業者と連絡をとり、調査を実施中。	2011年2月末までに調査結果をまとめ、2011年中には調査結果を特許庁ホームページ等を通じて一般に公開する予定。			
									非英語圏の日中韓各特許庁が提供する英語への機械翻訳の精度を英語圏の欧米特許庁が評価するプロジェクト、および非英語圏の日中韓各特許庁が提供する英語への機械翻訳結果の不備を英語圏の欧米特許庁が指摘する試行プロジェクトを実施中。	2011年2月に新規5000語の未知語を追加登録するとともに、今後も継続して辞書データの提供を行い、一般に提供される特許文献の日英機械翻訳の精度向上を推進する。			
									1年あたり5000語を追加登録し、現在、約7万語を収録する日英機械翻訳用辞書データを実費相当の価格で一般に提供。	2011年2月に新規5000語の未知語を追加登録するとともに、今後も継続して辞書データの提供を行い、一般に提供される特許文献の日英機械翻訳の精度向上を推進する。			
									多言語翻訳機能を含む外国語特許文献の検索システムについては、特許庁業務・システム最適化計画における新検索システムにおいて、当該機能を含む要件の検討を進めた。	引き続き、新検索システムの設計・開発に向け、要件の検討を進める。			

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況	
				短期		中期		長期	2010年11月までの具体的な取組状況	今後の具体的な取組予定
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014~2019年度		
36	植物新品種保護制度の共通基盤整備(中期)	東アジア地域における植物新品種保護制度の共通基盤を整備するため、植物新品種保護同盟(UPOV)91年条約の未加盟国に対する加盟の働き掛けや「東アジア植物品種保護フォーラム」の活動を通じて、将来の東アジア品種保護庁の設立を視野に入れた制度共通化に取り組む。	農林水産省	・東アジア品種保護庁設立に向けた機運の醸成のため、東アジア植物品種保護フォーラムを活用して、品種保護制度の必要性について各国に対して普及啓発。 ・各国のUPOV91年条約締結に向け、国内法改正を支援する専門家を派遣。 ・各国の審査技術の向上に向けた専門家の派遣、研修生の受入。	・東アジア品種保護庁設立に向けた制度共通化を図るべく、多国間の申請様式や審査基準の共通化を検討し、可能なものから試行を実施。 ・左記の専門家派遣、研修生受入の継続実施。 ・UPOV条約締結国との審査協力(審査データの共有化)を拡大・充実。	東アジア品種保護庁の設置に向け、東アジア植物品種保護フォーラムの常設事務局の設置し、取組を推進。	第3回東アジア植物品種保護フォーラムをソウルで開催した。またフォーラム参加国の要望を受け、以下の活動を実施。 ・インドネシア及びタイがそれぞれ開催した「意識啓発セミナー」に我が国の専門家を派遣し、植物品種保護の有益性についての両国関係者の認識の向上を推進。 ・マレーシアと共に「審査基準と審査・栽培試験技術の調和に関する作業部会」を開催し、審査基準と審査・栽培試験に係る技術の重要性についての認識を各國で共有。 ・タイと共同で「審査基準に関する専門家会合」を開催し、ドリアン等の審査基準を検討し、これらの審査基準を作成。 ・インドネシア及びマレーシアがそれぞれ開催した国内研修に我が国の専門家を派遣し、植物品種保護の審査に関する知識及び技術の共有を推進。 ・フォーラム参加国からの研修生の受入を通じて、研修生の植物品種保護に関する理解が向上し、情報の共有を推進。	・植物品種保護制度の調査(マレーシア、ミャンマー(共に12月))を行い両国の植物品種保護制度の現状等を3月までに把握。 ・各国へ専門家を派遣、意識啓発セミナー及び活動(フィリピン(2月))、研修生の受入(日本(1月及び3月))を行い、各において異なる植物品種保護制度の有益性と重要性の認識を推進。 ・第4回東アジア植物品種保護フォーラム会合の事前協議(インドネシア(2月))及びその本会合(インドネシア(5月))を実施し、各の植物品種保護に関する情報交換を実施。		
37	途上国・新興国の知的財産環境整備(中期)	途上国、新興国の知的財産人材育成支援を強化しつつ、我が国による研修の経験者とのネットワークを構築する。	経済産業省	・途上国・新興国からの研修生の受入れ、我が国からの専門家派遣の実施(IT化及び制度構築・運用支援を含む)。 ・我が国による研修の経験者をフォローアップし、研修経験者同士や研修経験者と我が国とのネットワークを構築・維持するため、研修経験者を対象としたセミナーを各国で開催。	・APEC域内の知的財産関連人材育成機関の情報共有のためのウェブサイト構築。 ・ウェブサイトを活用した人材育成機関間の連携強化策(例:研修プログラムの情報共有や研修生の交換)について検討。	左記の検討結果を踏まえて、APEC域内の人材育成機関間で必要な取組を実施。	途上国・新興国からの研修生の受入れ、我が国から途上国への専門家派遣を実施し、途上国・新興国の知的財産権制度のインフラ整備(IT化、制度構築・運用にかかる支援等)に努めた。	研修生受入及び専門家派遣を継続実施するとともに、我が国による研修の経験者をフォローアップし、研修経験者同士や研修経験者と我が国とのネットワークを構築・維持するため、研修経験者を対象としたセミナーを各国で開催予定。かかる取組を継続的に実施して途上国の知財インフラを整備しつつ、研修修了生のネットワークを強化するために、当該事業費を2011年度予算でも要求中。		
再掲	ACTA交渉の妥結及び妥結後の加盟国拡大(短期・中期)	2010年中に模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)の交渉を妥結するとともに、締結後、主要国・地域への加盟国拡大や二国間協定を通じ、世界大に保護の輪を広げる。	外務省 総務省 法務省 財務省 文部科学省 経済産業省	関係国との交渉を継続し、関係省庁で連携しつつ、2010年中の交渉妥結を目指す。	関係省庁で連携しつつ、方針を検討の上、加盟国拡大や二国間協定を通じ、世界大に保護の輪を広げる。	我が国における締結作業。	交渉の結果、10月2日、東京で開催された関係国会合で大筋合意。	まずは署名(時期未定)及び締結(国会承認が必要。時期未定)に向け、必要な作業を進める。		

具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況	
			短期		中期		長期	2010年11月までの具体的な取組状況	今後の具体的な取組予定
			2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014~2019年度		
38 二国間協議を通じた知財権侵害対策の強化(短期)	侵害発生国・地域の政府に対し、協力関係を深めつつ、工業製品、コンテンツ、農林水産物に係る具体的な侵害状況を踏まえた模倣品・海賊版対策の強化を働き掛ける。	外務省  文部科学省  経済産業省  農林水産省	各産業界からの要望を踏まえ、侵害発生国・地域とさまざまな協議(以下など)の場を通じ、関係省庁で連携しつつ、模倣品・海賊版等知財侵害対策の強化に向けた要請や協力を実施。相手国の対策状況をフォローし以後の働き掛けにつなげる。  -日中経済パートナーシップ協議 -日中ハイレベル経済対話 -日韓ハイレベル経済協議 -日中知的財産WG -官民合同ミッション等	7月に行われた日中経済パートナーシップ協議、及び8月に行われた日中ハイレベル経済対話において、模倣品・海賊版に対する対策強化や地名に関する商標の適切な保護を要請。6月に行われた日韓経済局長協議において、コンテンツ侵害(模倣放送番組)への対策として、地上波における日本語放送の解禁について取り上げ、対応を依頼した。  文化審議会著作権分科会国際小委員会において、二国間協議の在り方も含めた、インターネット上の海賊行為への対応について検討中。本年10月に第5回日韓著作権協議を実施し、日韓間での著作権分野での協力・連携関係強化のため、文化庁と韓国文化体育観光部の間で覚書を交換することで基本的に合意した。本年8月の官民合同ミッション及び本年10月の第2回日中知的財産WGに参加し、インターネット上の著作権侵害対策の強化等を要請した。  ■2010年8月、第7回知的財産保護官民合同訪中代表団(ハイレベル)を派遣し、中国政府機関に対して、知財保護強化について要請とともに、知財保護に係る協力事業について提案を行った。 ■2010年10月、第2回日中知的財産権ワーキング・グループを北京で開催し、インターネット上の模倣品・海賊版問題、執行当局の取締り強化、知的財産権関連法の執行・運用の徹底等について、日本側より、提案等を行うとともに、産業財産権分野における協力推進について認識の共有を図った。  地方自治体や農林水産業の関係団体が参加する「農林水産知的財産保護コンソーシアム」において、海外における商標の監視、日本産農林水産物等の模倣品・偽装品の現地調査を実施。	引き続き、二国間協議の場において知財権侵害対策について協議する。  文化審議会著作権分科会国際小委員会での審議状況を踏まえつつ、二国間協議対象国の拡大等を検討する。 韓国文化体育観光部との間で覚書交換に向けた具体的な検討を実施する。 中国国家版権局との間で、覚書に基づく第1回日中著作権会議を開催する。  ■2010年11月、第8回知的財産保護官民合同訪中代表団(事務レベル)を派遣し、中国政府機関に対して、知財保護強化に関する具体的な要請・提案を行う予定。 ■侵害発生国との取締機関等を対象とした真贋判定セミナー等を開催するとともに、侵害発生国政府・地方機関等との意見交換を行う予定。				

				工程表						
具体的な取組	概要	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		
			2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014~2019年度	2010年11月までの具体的な取組状況	今後の具体的な取組予定	
			警察庁						<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年6月、中国検査当局との定期協議において、日本における知的財産権侵害事犯の現状を説明し、情報交換等による連携強化を図るとともに、中国検査当局に対し取締り要請を行った。</li> <li>・平成22年10月、第2回日中知的財産権ワーキンググループにおいて、日本における知的財産権侵害事犯の現状と問題点について説明を行い、日本向け違法サイトに対する取締り強化と違法サイトの削除要請を行うとともに、違法サイトの情報提供スキームを提案した。</li> </ul>	
									<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供スキームの具体化に向けて経済産業省と連携しつつ、中国関係機関との調整を進める</li> <li>・平成23年中に開催予定の中国検査当局との定期協議において、情報提供を行った違法サイトの閉鎖状況及び取締り状況の確認を行う。</li> </ul>	
			総務省						<ul style="list-style-type: none"> <li>・本年10月末に開催された第2回日中知的財産権WGの枠組みにおいて、インターネット上のコンテンツの不正流通対策に向けて対応。</li> </ul>	
			財務省						<ul style="list-style-type: none"> <li>・途上国税関に対し、知的財産侵害物品の水際取締り能力の構築を支援するため、WCOと協力し、我が国専門家を派遣する等技術協力を実施した。</li> <li>・9月、日中韓3か国税関とWCOが協力して、IPRセミナー（於中国・上海）を開催した。また、日中韓3か国税関において知的財産侵害物品に係る差止情報の交換を行った。</li> <li>・2009年9月二国間支援により中国税関当局職員を受入れ、知的財産の水際取締りに係る総合的な能力構築支援を行った。</li> </ul>	